

●香川県告示第132号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、指定納付受託者を次のとおり指定した。

令和7年5月13日

香川県知事 池 田 豊 人

名称	住所又は事務所の所在地	納付させる収入	指定をした日
株式会社N T Tデータ	東京都江東区豊洲三丁目3番3号	栗林公園使用料	令和7年4月1日
ビリングシステム株式会社	東京都千代田区内幸町一丁目2番2号	栗林公園使用料	令和7年4月1日